

入札公告(造林事業請負)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

ただし、本入札に係る落札の決定及び契約の締結は、当該事業に係る令和6年度予算が成立し、予算執行の事務手続きが整うことを条件とします。

本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の事業である。

本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

なお、予定価格を積算するにあたっては、令和6年3月以降適用の公共工事設計労務単価を採用しています。

令和6年3月27日

分任支出負担行為担当官

十勝西部森林管理署東大雪支署長 中村 淳司

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）を利用できる案件である。

(1) 事業名 6年度東大雪支署【上士幌・鹿追・新得地区】保全整備造林第1号

(2) 事業場所 十勝西部森林管理署東大雪支署 5林班に小班外

(3) 事業内容

詳細は、別冊の契約書案、図面、仕様書等のとおり。

地拵（大型機械） 4.80ha

植付（コンテナ苗） 4.80ha

捕植 3.28ha

下刈 29.96ha

根踏み 8.50ha

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示(令和4年2月15日)に基づき、Cに格付けされている者であること、又は同資格を有し、同公示に基づき、A、B若しくはDに格付けされている者で、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者であること。

(3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員が単独企業として当該入札に参加しないとともに、構成員の全てが全省庁統一資格を有する者であること。また、共同事業体のランクは代表者となる構成員のランクによること

から、当該代表者のランクが当該入札の参加資格として示されたランクと合致すること。なお、上記(2)の認定については、当該代表者がB又はDに格付けされている者であって、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている場合には適用される。

- (4) 令和 04・05・06 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加を希望する地域において、北海道を選択している者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日）9（2）に規定する手続をした者を除く）でないこと。
- (6) 平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに完了した当該事業と同種の事業である「造林」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）を有すること。
- (7) 当該事業と同種の事業について、公告日の属する年度の前年度及び前々年度の 2 年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 244 号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた事業がある場合においては、入札しようとする者の 2 年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が 65 点以上であること。
- (8) 当該事業に配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用しており技術者の資格のいずれか（次に掲げる（ア）から（カ）まで）を有していること。
 - （ア）技術士（林業、森林土木、林産等）
 - （イ）林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価等）
 - （ウ）フォレストマネージャー
 - （エ）フォレストリーダー
 - （オ）フォレストワーカー（林業作業士）
 - （カ）青年林業士

なお、上記の資格を有しない場合、平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに造林又は素材生産である森林整備事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として完成、引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（（ア）現場代理人として経験した事業（イ）現場代理人以外で経験した事業）に基づくこと。）に 3 年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であること。

- (9) 当該事業に車両系建設機械運転技能講習修了者の資格等を有している者を配置できること。
- (10) 薬剤を使用する事業にあつては、平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに完了した当該事業と同種の事業である「病虫獣害防除」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む）を有するほかに、農薬管理指導士等の資格を有している者を配置できること。
- (11) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (12) 以下に定める届出をしていない事業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

- (13) 当該入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ア 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (a) 親会社と子会社の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(b)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他個人事業主、中小企業等協同組合法又は森林組合法等に基づき設立された法人等であって上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。また、構成員の一部が重複する別々の共同事業体（支店等を含む）において同一物件に同時に入札参加する場合。
- (14) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (15) 「技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）を参考にして 1 の（3）の事業内容（以下、「標準案」という。）に対する技術提案を行うことができる者であること。
- なお、「技術提案書作成要領」は、北海道森林管理局ホームページ＞申請・お問い合わせ＞公売・入札情報＞契約約款・仕様書・申請等に掲載している。
- (16) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。
- 注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」及び「農林水産業・食品作業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載している。
- <https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html>

3 競争参加資格の確認等と技術提案書の提出

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び作成要領を参考に作成した技術提案書を併せて提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 技術提案書は、表紙を 1 頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示し、一部が外れて紛失することがないように綴じて提出すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。また、提出部数は 1 部とし、以下の各号に留意すること。
- ア 詳細は作成要領による。
- イ 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ウ 技術提案書が提出されたことをもって、提出者に事業受注意欲があるものと

みなす。

エ 技術提案書は、返却しない。

オ 提出した技術提案書について、誤記等の訂正のための差替えは、3（3）アに掲げる期限内において、申し出ることができる。

カ 技術提案書に虚偽の記載をした場合その他入札に関する条件に違反した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことができる。

キ 技術提案書作成に関する手続きについての問い合わせには応じるが、事業内容等の問い合わせには一切応じない。

ク 技術提案が適正と認められない場合は、技術提案を採用しないことがある。

この場合、申請書を標準案に基づく事業計画（以下、「標準提案」という。）とみなし、標準提案を採用することとし、7の（4）に掲げる「加算点」はゼロ点とする。

（3）申請書、資料及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間： 令和6年3月28日から令和6年4月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。（以下「休日」という。））の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。
なお、郵送の場合は期限内必着とする。
また、申請書、資料及び技術提案書については、提出期間の中で極力早めに提出すること。

イ 提出場所： 〒080-1408 河東郡上士幌町字上士幌東3線231番地
十勝西部森林管理署東大雪支署 森林育成担当
電話 01564-2-2141
メールアドレス h_higashitaisetsu@maff.go.jp

ウ 提出方法： （a） システムを用いて提出する場合
詳細は入札説明書による。
（b） 紙入札の場合
入札説明書に示す様式により、代表者又はそれに代わる者がイの場所に持参又は郵送により提出する。
なお、申請書をシステムにより提出した事業者については、やむを得ない事情が生じた場合には紙による入札に切り替えることが可能だが、紙による申請書を提出した事業者については、システムによる入札に切り替えることが出来ない。
（c） 電子メールの場合
入札説明書に示す様式により、（3）イに規定するメールアドレスまで提出し、提出した旨を電話により通知すること。

（4） （3）アに規定する期限までに申請書、資料及び技術提案書を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

（5） 提出書類は、当該署の当該年度公告物件への入札参加時に提出したものについて、一部省略することができる。添付書類の提出状況は、「提出書類一覧」に記載のうえ、提出すること。

- (6) 資料作成説明会
資料作成説明会については実施しない。
- (7) 現地説明会
現地説明会については実施しない。
- (8) 資料及び技術提案書のヒアリング
資料及び技術提案書のヒアリングについては実施しない。

4 競争参加資格等がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限： 令和6年4月22日午後5時
 - イ 提出場所： 3の(3)のイに同じ。
 - ウ 提出方法： 原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和6年4月23日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) 技術提案が採用されなかった者には、入札を執行する前日までに、その理由を付して通知する。

5 入札手続等

- (1) 担当部局
〒080-1408 河東郡上士幌町字上士幌東3線231番地
十勝西部森林管理署東大雪支署 総務グループ 経理担当
電話 01564-2-2141
- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
 - ア 交付期間： 令和6年3月28日から令和6年4月23日まで（休日を除く。）
の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。
 - イ 場 所： 〒080-1408 河東郡上士幌町字上士幌東3線231番地
十勝西部森林管理署東大雪支署 森林育成担当
電話 01564-2-2141
 - ウ そ の 他： 配付資料は無料である。
- (3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法
入札は、システムによる提出、又は紙による入札書を持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵便入札による場合は、表に「入札関係書類在中」と朱書きした封筒に、入札書と事業費内訳書を入れ封緘した封筒（封筒に商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載）と、別に競争参加資格確認通知書写しを同封し、郵便書留等配達記録が残るもので提出すること。ただし、再度の入札を引き続き行う場合は、郵便入札を行った者は、再度の入札に参加できない。
 - ア システムによる場合
 - (a) 入札開始日時 令和6年4月19日 9時00分
 - (b) 入札締切日時 令和6年4月24日 11時00分
 - (c) 開札は、締切後直ちに開札する。

イ 紙入札による場合

- (a) 入札は、令和6年4月24日午前11時00分に十勝西部森林管理署東大雪支署入札室にて行う。なお、郵送により入札書を提出する場合は、令和5年4月23日までに必着とする。
- (b) 開札は、締切後直ちに開札する。
- (c) 入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を提出すること。

ウ 入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書をシステムによる提出、又は紙入札方式の場合は、入札書とともに提出すること。なお、当該事業費内訳書未提出の入札は、無効とする。

再入札の場合においては、落札した者は契約日までに事業費内訳書を提出すること。

エ 談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ、事業費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

オ 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

6 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 受領期間： 令和6年3月28日から令和6年4月17日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

イ 提出場所： 3の(3)のイに同じ。

ウ 提出方法： 書面は、原則として電子メールにより提出するものとし、提出した旨を電話により通知すること。持参又は郵送による場合は代表者又はそれに代わる者が提出するものとする。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、書面により回答するので確認すること、また次のとおり閲覧にも供する。

ア 期間： 令和6年4月19日から令和6年4月23日までの休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）。

イ 場所： 3の(3)のイ及び北海道森林管理局ホームページ。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方法等

ア 評価の基準

評価項目	評価基準	評価点
【事業計画】		配点 244 点
簡易な事業計画の妥当性・適切性	・事業計画上の考慮事項（事業実施の目的等を考慮し、次年度以降の作業を踏まえた適切な計画となっている。） ・事業期間の設定（現地の状況や気象条件等を踏まえた適切な作業時期の設定等・工程管理が適切に行われている。） ・発注者が指定した課題への対応（自然環境への配慮、生産性の向上への取組等が適切に行われている） ・発注者が指定した工法等の品質の確認方法及び管理方法が適切に行われている。 ・事業計画策定時において、作業時の安全確保に関する具体的取組が提案されている。	
一貫作業における効率化の工夫 （一貫作業の場合に限る）	・集材、枝条整理等の作業を的確に実施する具体的取組が提案されている。 ・造林作業を省力・省略化するための具体的取組が提案されている。 ・植栽木の生長促進、下層植生の繁茂抑制等に係る具体的取組が提案されている。	
複数年度にわたる事業における作業システム	現場作業員や機械の配置等、効率的な作業システムの構築又は生産性向上に向けた具体的取組が提案されている。	
複数年度にわたる事業における森林作業道の計画・施行及び保全管理への配慮	効率的かつ低コストで耐久性の高い森林作業道の計画・施工及び保全管理への配慮など具体的取組が提案されている。	
複数年契約（一貫作業）における苗木の計画的な植栽	年度ごとにおける主伐・再造林箇所の伐採及び植栽時期・苗木本数を特定し、計画的な植栽が行える年次計画（種苗生産事業者の安定的な供給体制構築への寄与）が提案されている。	
【企業の事業実績】		
事業成績評定点（過去2年間の平均）	公告日の属する年度の前年度及び前々年度2年間の平均点が一定点以上ある。	
事業に関する表彰実績（過去10年間）	農林水産省、林野庁（国有林）、国（他機関）、都道府県又は市町村の実績がある。	
本店、支店又は営業所の所在地の有無	・当該事業実施箇所を管轄する森林管理（支）署及び隣接森林管理（支）署の管内に、本店、支店又は営業所がある。	
同種事業の実績（過去15年間）	・農林水産省、国（他機関）、都道府県、市町村の実績又は当該事業実施箇所が森林共同施業団地を含んでいる場合であって当該森林共同施業団地に係る民有林分の実績がある。	
低入札の有無	公告日の属する年度の前年度及び前々年度2年間において、低入札の調査対象となったことがある。その際の事業成績評定点が一定点以上ある。	
森林作業道作設技術 （過去2年間の平均） ※素材生産のみ該当	公告日の属する年度の前年度及び前々年度2年間の平均点が一定点以上ある。（素材生産のみ該当）	

【配置予定技術者（現場代理人）等の能力】	
配置予定技術者の事業経験（過去 15 年間）	農林水産省、国（他機関）、都道府県、市町村の実績又は当該事業実施箇所が森林共同施業団地を含んでいる場合であって当該森林共同施業団地に係る民有林分の実績がある。
配置予定技術者等の保有資格	技術士（森林部門）、林業技士、フォレストマネージャー等、又は技術職員（造林又は素材生産の事業の実行に関し専門的な知識を持つ 10 年以上の経験を有する者）がいる。 ※等には、都道府県が認定する青年林業士を含む。
配置予定技術者等の研修等の受講状況	林野庁主催・実施及び都道府県主催・実施の森林作業道作設に関する研修受講者がいる。
配置予定技術者の継続教育（CPD）の有無	（公益社団法人）森林・自然環境技術教育研究センター（JAFEE）、又は（公益社団法人）日本技術士会が発行する森林分野の CPD 実施記録証明書等により、継続教育を受講している。
【地域への貢献】	
国土緑化活動に対する取組	植林活動、国又は地方公共団体との分収育林及び分収造林の取組実績がある。
災害協定の有無	農林水産省、国（他機関）、都道府県又は市町村との協定等を現在結んでいる実績がある。
ボランティア活動の実績の有無	防災等に資するボランティア活動の実績がある。 ※等には、地域の一斉清掃日などへの従業員の派遣や道具類の提供を含む。
エゾシカ被害対策への取組	過去 2 年間にエゾシカ被害対策に貢献した実績がある。
地域の民有林管理への貢献の取組	・森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定、森林経営管理法第 36 条第 2 項の要件に適合する者として都道府県から公表、又は都道府県において「育成を図る林業経営体」に選定されている。 ・公告日の属する年度の前年度から過去 5 年間に於いて、森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている。 ・公告日の属する年度の前年度に民有林における森林整備作業の実績がある。
作業員の地元雇用	事業に従事する作業員の過半数が、当該事業実施箇所を管轄する森林管理（支）署及び隣接森林管理（支）署の管内に居住している。
【企業の信頼性】	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	・若者雇用推進法に基づく「ユースエール認定」の取得又は若手技能者（35 歳未満）の育成等に取り組んでいる。 ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定企業」、「プラチナえるぼし認定企業」の認定の実績がある。 ・次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「トライくるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」の認定の実績がある。

伐採・造林に関する行動規範の策定	伐採・造林に関する行動規範を策定している又は所属する業界団体等が作成した行動規範等を遵守している。	
月給制への対応	事業に従事する作業員に月給制を導入している。	
働き方改革の取組	・労働生産性の向上のため、素材生産事業の場合は生産性向上を目的とした工程管理、造林事業の場合は作業の省力化や作業従事者の軽労化を目的とした機械・器具の改良等を行っている。 ・現場従事者の技術の向上のため、技術指導、研修会・講習会の開催・参加、資格取得への支援等を行う体制を有している。 ・完全週休2日制、変形労働時間制の導入や、年次有給休暇日数消化の取組、現場作業員の休暇日数の確保し、健康で働きやすい職場環境の整備を事業体として取り組んでいる。	
安全対策	・過去1年間に休業4日以上労働災害がないことを証する無災害記録がある。 ・直近年度までに労働安全コンサルタントによる安全診断及びリスクアセスメントに取り組んでいる。	
林業経営体登録の有無	「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（H24.2.28 長官通知）に基づく登録を受けている。	
作業員の雇用形態	事業に従事する作業員の過半数が直接雇用、かつ、常用雇用者である。	
労働福祉の状況	林業退職金共済機構、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済契約締結の事実がある。	
不誠実な行為の有無（過去2年間）	指名停止の処分又は文書による指導・注意を受けたことがある。	
賃上げの実施を表明した企業等	【大企業】事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している。	①一貫作業システムかつ複数年事業に該当する
	【中小企業等】事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している。	②一貫作業システムまたは複数年事業に該当する
		③前述①②に該当しない。

イ 総合評価の方法等

- 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を244点とする。
- 「標準点」の算出方法は、競争参加資格確認申請書について審査し、競争参加資格が得られた者には、100点を与える。
「加算点」の算出方法は、上記アの各評価項目について評価に応じ得点を与える。
- 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数

値（{標準点+加算点} ÷ 入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

(d) 欠格がある場合は、入札参加を認めないものとする。

ウ 落札者の決定方法

(a) 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

(ア) 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

(イ) 事業計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

(b) 上記 (a) において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(c) ただし、予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

エ 評価内容の担保

実際の実施に関しては、落札者は事業計画に記載された内容により実施すること。請負者の責により記載内容が満足出来ない場合には、事業成績評定の点数を減ずることができることとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3の(3)のイに同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、入札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得によるほか、詳細は入札説明書による。

(9) 北海道森林管理局競争契約入札心得、国有林野事業造林事業請負契約約款、造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書作成要領については、北海道森林管理局ホームページの公売・入札情報の「競争参加資格関係及び契約約款等」に掲載している。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html>)

「電子調達システム」については、北海道森林管理局ホームページを参照すること。

(https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html)

(お知らせ)

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施している。
詳しくは、北海道森林管理局のホームページを参照すること。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいる。